

○厚生労働省告示第三百三十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の十八第二項の規定により、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、次に掲げる登録認証機関の基準適合性認証の業務の全部を行わせることとしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

登録番号	名称	独立行政法人医薬品医療機器総合機構に基準適合性認証の業務を行わせる期間
AM	フジファルマ株式会社	平成二十六年八月十九日から 平成二十六年九月二日まで